

2 0 2 2 年 度

予 算 編 成 に 対 す る
要 望 書

日 本 共 産 党 姫 路 市 会 議 員 団

2021年9月30日

姫路市長 清元秀康 様

日本共産党姫路市会議員団
団長 谷川 真由美

2022年度予算編成に対する要望書

第4回目の緊急事態宣言が解除されようとしていますが、コロナ対応については、国民に自己責任を押し付け、科学にもとづかない対応をしてきた政府の責任は重大です。

その結果、コロナ危機のもとで、格差と貧困が一層深刻化しています。

また、各地で起きている医療崩壊の根本には、公立公的病院、保健所や医師、保健師等の削減など長年の医療切り捨て政治があります。医療・介護・障害者福祉・保育などケアに手厚い社会を築くことが急務です。気候変動に対する取り組みや、ジェンダー平等社会の実現も喫緊の課題です。

さらに、姫路市においては、不当要求議員の問題を受け、市民からの信頼回復のため公正で公平な市政運営が求められています。

こうした状況を踏まえ、53年連続の黒字決算という姫路市の優位性を活かし、憲法が保障する地方自治の本旨に則り、住民福祉の向上に軸足を置いた予算編成になることを求め、ここに要望します。

目 次

総務委員会

政策局	1
総務局	3
財政局	4
消防局	5
選挙管理委員会	6

厚生委員会

市民局	7
環境局	9
健康福祉局	11

経済観光委員会

産業局	14
観光スポーツ局	16

建設委員会

都市局	17
建設局	19
下水道局	21
水道局	22

文教・子育て委員会

教育委員会	23
こども未来局	26

総務委員会

政 策 局

<重点項目>

- 1 憲法を遵守し、市民の生存権を守り抜くことは、地方自治体の使命である。世界に誇る憲法 9 条を守り、戦争する国づくりを進める安保法制や共謀罪法の廃止を国に求めること。
- 2 播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進にあたっては行政サービスを後退させず、団体自治、住民自治を守ること。
- 3 非核平和宣言都市・平和首長会議加盟の自治体として、核兵器禁止条約に署名するよう国に求めるとともに、平和行政をさらに推進すること。
- 4 政策局内に、市全体の課題としての（公共交通）や（子どもの貧困）に対する政策推進チームを置くこと。
- 5 避難所開設にあたっては「姫路市避難所運営のポイント」をいかし、誰もが尊厳ある避難所生活が送れるようにすること。また、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた姫路市避難所運営のポイント」を活かした避難訓練の実施を支援すること。
- 6 感染症パンデミックや大規模災害に備えて、マスクや防護服・消毒液など災害備品の備蓄に万全を期すること。
- 7 デジタル化の推進にあたっては、個人情報保護を徹底し、市民サービスの低下を招かないこと。
- 8 SDG s の推進にあたっては、環境問題だけでなく、貧困と格差の解消やジェンダー平等の課題にも取り組むこと。
- 9 姫路獨協大学の公立大学法人化の議論については、情報公開・説明責任を果たし、十分な市民的論議を行うこと。



- 1 道州制につながる地方創生ではなく、住民生活を支援する地方再生を進めること。
- 2 「姫路市まちづくりと自治の基本条例」を活かし、住民自治のまちづくりを進めること。
- 3 姫路市出身の大学生を対象にした新たな給付型奨学金制度を創設すること。

- 4 デジタル防災行政無線の活用については地域住民の声を聞き、最大限活用できるよう、改善を図ること。
- 5 姫路市地域防災計画にあたっては、一時緊急避難所のバリアフリー化の徹底と体育館へのエアコンの設置を推進すること。また、防災会議の女性委員比率を高めること。
- 6 水門、防潮堤などの安全、機能の点検を含む防災体制を強化すること。また、災害時には早期に被害状況を把握し、他局と連携し改善対策を図ること。

総 務 局

<重点項目>

- 1 「行財政改革プラン」の推進にあたっては、住民サービスの切り捨てではなく、憲法が定める「地方自治の本旨」に基づき、真に住民本位の市政を行うこと。
- 2 「公共施設等総合管理計画」の個別実施計画策定にあたっては、住民意見を尊重し、サービスの低下を招かないこと。
- 3 「定員適正化計画」の運用にあたっては、コロナウイルス感染症対応も見据え事務量に見合った正規職員の配置、を行うなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮すること。
- 4 非正規職員の時間給は直ちに 1,000 円以上に引き上げ、1,500 円を目指し、待遇改善を図ること。
- 5 「姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例」の認知度を上げ、適切な研修を行い、不祥事の根絶を図るとともに、不当要求には毅然とした対応を行うこと。また「姫路市長等政治倫理条例」については、要望記録を作成するよう見直しを図ること。
- 6 「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、女性管理職の積極的登用及び男性職員の育児休業取得率向上など、人事・研修を通じて庁内の男女共同参画を推進すること。



- 1 「会計年度任用職員制度」の運用にあたっては、正規職員の代替にしないこと。また安易なアウトソーシングの導入は行わないこと。
- 2 職員定数の完全充足を図り、長期出張者・休職者の代替配置を行うなど職員の労働強化や市民サービス低下にならないよう措置を講じること。また、職員の年 720 時間を超えるような時間外勤務を根絶するとともに、コロナ禍に対応した職員配置を行うこと。
- 3 公益通報制度の認知度を上げ、有効活用を図るとともに、必要な権限をもつオンブズパーソン（行政監視員）制度を新設すること。
- 4 指定管理者制度導入については、公共性、専門性、継続性やサービス水準確保、会計の透明性など、十分に配慮して対応すること。また、教育部門には導入しないこと。
- 5 コロナ禍による雇い止めになった労働者を、会計年度任用職員に優先的に採用すること。

財 政 局

<重点項目>

- 1 予算編成にあたっては「環境・福祉・教育」型の成熟社会にふさわしい予算編成を行うこと。あわせてこれまでの大企業呼び込み型ではなく地域経済活性化を推進する予算編成に努めること。
- 2 談合・不正を生まない入札制度にするため、総合評価制度の導入や地元中小企業優先の条件付き一般競争入札など、民主的で公平・透明な入札制度を推進すること。
- 3 市発注の公共工事や業務委託などの「公契約」に携わる労働者については、「公契約条例」を制定し、下請け、孫請けを問わず、適切な賃金を確保すること。あわせて国に対しても、「公契約法」の制定を求めること。
- 4 感染症パンデミックや大規模災害時への財政支援にあたっては、迅速かつ生活弱者を最優先で支援すること。



- 1 白色申告であっても家族従業員の給料が経費と認められるよう、所得税法 56 条の廃止を国に求めること。
- 2 工事技術検査室の体制を充実させ、関係課に対して正しい設計積算が行われるよう指導強化を図ること。
- 3 公共工事については市内の中小業者への優先発注、分離・分割発注により、発注金額比率の一層の向上を目指すこと。
- 4 本庁舎も含め、避難所となるような公共施設へ Wi-Fi 整備を推進すること。

消 防 局

<重点項目>

- 1 姫路市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化を図ること。
- 2 消防職員の配置にあたっては、国基準を確保すること。
- 3 感染症パンデミックや大規模災害に備えて、マスクや防護服・消毒液など災害備品を独自に備蓄すること。



- 1 消防庁舎の改修にあたっては、女性専用施設の整備やバリアフリー化を進めること。
- 2 救急搬送体制の改善強化を図ること。
- 3 救急車の適正利用を図るため、市民啓発を推進すること。
- 4 姫路臨海地区特別防災区域を抱える自治体として、それにふさわしい消防業務体制を確立するとともに、必要な職員研修を行うこと。
- 5 震災時の即応体制を確立するため、耐震性地下水槽の設置をさらに計画的に進めること。
- 6 消防団については、行事等の見直しや、さらなる報酬・手当の見直しを行い、消防団員の充足率を上げるとともに女性消防団員の増員を図ること。

選挙管理委員会

- 1 投票所のバリアフリー化を進めること。
- 2 期日前投票については、公（告）示日翌日から投票できるようにすること。
- 3 選挙公報については、新聞折込みだけではなく市の出先機関等の窓口配置し、自由に持ち帰れるようにすること。

厚生委員会

市 民 局

<重点項目>

- 1 「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画を積極的に推進すること。特に、附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めること。
- 2 地区総合センター・集会所を廃止すること。また、「部落差別解消推進法」に基づく新たな施策の実施や条例制定を行わないこと。
- 3 国民健康保険制度については保険料のさらなる引き下げのため、激変緩和措置の継続と拡充を国に求めること。
あわせて、保険料の平準化を行わないよう県に求めること。
- 4 自衛官募集適齢者名簿の提供は中止すること。



- 1 年齢で差別する「後期高齢者医療制度」の廃止と、医療費窓口2割負担の実施を中止するよう求めること。また70～74歳の医療費窓口を1割に戻すよう、国に求めること。
- 2 特定健診のガン検診も含めて検診項目を増やし、受診率向上を図ること。
- 3 国民健康保険制度については以下のことに取り組むこと。
 - ① こどもの医療費無料化にともない、国庫負担の減額を課すペナルティの完全撤廃を国に求めること。
 - ② 一般会計からの繰り入れと、基金の取り崩しで保険料の引き下げを図ること。
 - ③ 国保料の滞納者に対する短期証・資格証明書の発行をやめ、全ての被保険者の手元に保険証を届けること。
 - ④ 国保運営協議会の委員の選出にあたっては広く意見を聞くために、公募の人数を増やし、国保被保険者の比率が高い団体の代表を加えること。
 - ⑤ 国保料の減免制度を一層拡充し、国保の「一部負担金減免制度」と新型コロナウイルス感染症に伴う減免制度の周知徹底と運用改善を図ること。
- 4 国民年金保険料の引き上げや支給開始年齢引き上げなどの制度改悪をやめ、最低保障年金制度の創設を国に求めること。

- 5 国民年金免除対象者に対し、免除申請の広報・周知を図り、無年金者をなくすよう努めること。
- 6 市民会館・市民センター等の老朽化した机・椅子等の備品については順次新しいものと交換すること。
- 7 マイナンバー制度については、市民へのカード作成・利用強制は行わないこと。
- 8 人権教育・啓発については、女性・こども・障害のある人など、あらゆる人権尊重の視点を大切にし、「同和問題」を特別扱いしないこと。

環 境 局

<重点項目>

- 1 原子力発電所と石炭火力発電所を廃止し、気候変動を抑制する経済・社会への転換を国に求めること。
- 2 原発からの即時撤退・地球温暖化防止の立場から、太陽光発電など自然エネルギーの活用を促進させるため、国・県に助成制度の再開を求めるとともに、市としても助成制度を再開すること。また、公共施設の新築・大規模改修時には太陽光発電設備を設置すること。
- 3 産業廃棄物処理行政においては姫路市産廃処理施設設置条例を生かし、住民への説明を徹底させるなど、業者に対して適切な指導をすること。また、産廃処理業者への行政処分・立ち入り検査等については環境省通達に基づき厳格に行うこと。



- 1 「姫路市地球温暖化対策実行計画」にもとづき、温室効果ガスを削減すること。
- 2 市内の環境調査については、大気・土壌・水質・海水・海底の調査地点・回数を増やし、環境保全を図ること。
- 3 公害防止条例を抜本的に改正し、企業責任の明確化、有害物質の総排出量規制の早期実現、企業負担による無過失賠償責任制の確立、住民の調査権、行政措置請求権など住民参加の公害防止行政を進めること。同時に、全ての環境に関わる情報の公開を行うこと。
- 4 降下煤塵の規制基準を定めることを国・県に求めること。市独自に定めている「好ましい環境条件の目安値（1k m²当たり月3トン）」を事業者に厳守させること。
- 5 低炭素型社会をめざすため、市内の工場及び車両等の排出するCO²を把握・公表し、削減目標を達成するよう監視・指導すること。
- 6 市内の産業廃棄物処理業者などの焼却炉について、ダイオキシン類等大気・土壌・排水の第三者による調査を義務づけること。
- 7 「エコパークあぼし」の安全対策については、今後とも建屋下を含めメタン・硫化水素等の有害物質や地盤沈下の測定と公表を継続するなど、強化を図るとともに、地震等災害への対策も強めること。

- 8 市内の産業廃棄物多量排出元事業者に対して、産業廃棄物の減量化・資源化の目標と実績を明確にさせること。また、市としても指導・監督を強化すること。
- 9 産業廃棄物処理行政においては姫路市産廃処分場施設設置条例を活かし、住民への説明を徹底させるなど、業者に対して適切な指導をすること。
特に宮ヶ谷最終処分場については、改善命令の完全なる履行・徹底を図るよう指導を継続・強化すること。
- 10 リサイクルにおけるエコタウン事業については、環境調査を行い、情報公開と住民参画によって、環境保全・住民の安全と健康を守ること。
- 11 空き缶・ビン・ペットボトルなどの回収を企業の責任で行わせるよう国に強く求めること。
- 12 マイクロプラスチック汚染をなくすため、プラスチック製品の製造規制や回収を徹底するよう国に求めること。
- 13 ゴミステーションを安全な場所に設置するために用地を確保し、ステーションの整備を行うこと。
- 14 ゴミ・廃棄物の不法投棄防止のためパトロールを強化し、適切な行政指導を行うこと。
- 15 砂浜など、自然環境の保全を進めるため積極的な施策を進めること。
大塩・的形・白浜の砂浜海岸の保全対策を強化し、海浜植物や生物を守る具体的施策を進めること。

健康福祉局

＜重点項目＞

- 1 市のこども医療費助成制度において所得制限の撤廃と高校卒業までの医療費無料化を図ること。国に対しては、こども医療費無料化を国の事業として行うよう求めること。
- 2 新県立病院の整備にあたっては、姫路を含む医療圏域が抱える医療課題、特に感染症にしっかり対応できる拠点病院にするよう県に求めること。また、市南西部の医療体制を後退させないこと。あわせて、進捗状況に応じて市民への情報公開・説明責任を果たすこと。
- 3 イベントゾーンでの医療系高等教育・研究機関については、情報公開・説明責任を果たすこと。
- 4 姫路市として医療計画を策定し、地域医療・救急医療・僻地医療など行政の責任を果たすこと。
- 5 コロナパンデミックを経験し、公衆衛生行政の拡充のため保健所の複数設置及び環境衛生研究所の専門職員の増配置を行い、体制強化を図ること。また PCR 検査の抜本的拡充を行うこと。
- 6 高齢者バス等優待乗車制度においては、介護度に関係なくタクシーも選択肢に加えること。また、対象年齢を引き下げること。
- 7 生活保護の申請については、憲法に基づく適正な対応を行い、国庫負担率堅持を求めること。またコロナ禍による申請者に対しては国からの通知を生かし、柔軟かつスピーディーに対応すること。
- 8 ひきこもり相談の専門窓口を設置すること。



- 1 「障害者総合支援法」については、国と訴訟団との「基本合意」や「障害者制度改革推進会議の骨格提言」を活かし、障害者本人や家族の願いを反映させる見直しを国に求めること。
- 2 配偶者暴力相談支援センターの周知を図り、被害者の救済と自立支援のためワンストップで関係機関との連携を行うこと。また、加害者更生のための取り組みを国に求めること。
- 3 休日・夜間急病センターの医師・看護師の待遇改善を図るなど、人員体制を強化すること。
- 4 子育て世代包括支援センターの周知を図り、妊娠期から切れ目のない子育て支援を推進すること。

- 5 保健師等専門職の増員を行い、感染症対策を含め、市民の健康相談・健康指導など保健サービスを充実させること。
- 6 障害者については、65 歳以上になっても障害者総合支援法を優先させること。
- 7 障害者の訪問入浴サービスにおいては、事業所開設者を確保し、利用回数を拡充すること。
- 8 重度心身障害者を対象とした生活介護事業を市内東部・南部においても展開できるよう支援すること。
- 9 障害者の緊急一時保護のため、市内の入所施設において、身体・知的とも量的確保を行うこと。
- 10 災害発災当初から、福祉避難所を開設すること。また、指定施設を拡充すること。
- 11 介護保険制度について、次の事項を国に求めること。
 - ① 国庫負担割合を現在の四分の一から、制度発足前の二分の一に引き上げ、低所得者への減免制度を拡充すること。
 - ② 保険料徴収年令の引き下げと利用料金の引き上げは行わないこと。
 - ③ 特養ホームなどへの入所待機者解消のため、補助金を引き上げ、必要に応じて施設整備を行うこと。
 - ④ 介護報酬の適切な引き上げによって、介護労働者の労働条件の改善を図ること。
 - ⑤ 軽度介護保険者の保険給付はずしは行わないこと。
- 12 介護保険事業推進にあたって、次の措置をとること。
 - ① 保険料は低所得者に配慮して減免・軽減制度の拡充を図ること。
 - ② 介護認定にあたっては、高齢者の生活実態を正しく反映し、認定を素早く行うこと。
 - ③ 第8期計画に基づき、施設整備とサービス確保を図ること。
 - ④ ペナルティによる利用制限の対象者には、特別対策をとり、利用制限がないよう改善を図ること。
 - ⑤ 住民の立場に立った公正、公平な事業推進のために、オンブズパーソン制導入など、第三者機関によるチェック体制を強めること。
 - ⑥ 食費・居住費の全額自己負担制度に関して、市独自の負担額軽減制度を拡充すること。
- 13 在宅高齢者介護手当は堅持すること。

- 14 法人・事業所等の監査については、職員の増配置を行い、厳正な監査を行うこと。
- 15 加齢性難聴者の補聴器購入に対する、公的助成制度を創設すること。
- 16 生活保護行政については、以下のことに取り組むこと。
 - ① 憲法に基づく適正な対応を行い、国庫負担率堅持を求めること。
 - ② 生活保護基準や各種加算について、改悪を行わないよう、国に求めること。
 - ③ 受給を求める市民には、申請用紙を窓口に置き、申請しやすくすること。
 - ④ 申請書提出以前に、個人のプライバシーに関する事柄を問いたすようなことをやめること。また扶養照会を廃止すること。
 - ⑤ 緊急援護資金を増額し、申請手続きを簡素化すること。
 - ⑥ ケースワーカーの配置については増配置を行い、国基準を厳守すること。
 - ⑦ エアコンのない世帯にエアコン購入費の一部助成を行うこと。また夏期手当の新設を国に求めること。
 - ⑧ 生活保護の申請に対しては正規職員が対応すること。
- 17 石綿（アスベスト）の健康被害対策は以下の措置をとること。
 - ① 石綿製品の製造及び使用した企業・事務所を調査し、その結果を公表し、企業に対して平成 17 年 7 月 15 日付、厚生労働省通達（通 715002 号）通りに従業員及び退職者に健康診断の実施や石綿健康管理手帳の申請や労災手続きの説明を行うよう指導すること。
 - ② 石綿製品の製造及び使用した企業・事務所の作業従事者や周辺住民などの健康被害について誠意をもって対応するよう指導すること。
- 18 「姫路市鉄道駅周辺整備プログラム」に基づき、各駅舎（京口駅・西飾磨駅・夢前川駅）のバリアフリー化や駐輪場整備等を推進すること。また御着駅については、駅南側の安全を確保しながら利便性を図ること。
- 19 「動物施設のあり方検討部会」の報告書に基づき、殺処分を行わない「動物愛護センター」の設置など、動物愛護行政の推進を図ること。

経済観光委員会

産 業 局

< 重点項目 >

- 1 コロナ禍による売上減少などで事業継続に困難をきたす事業者に新たな補助制度や支援制度を創設すること。
- 2 地域経済活性化のため、住宅リフォーム助成制度・店舗リニューアル助成制度を創設し、地元中小業者の育成に努めること。
- 3 新姫路市中央卸売市場は、市民の安全な食の拠点となるよう整備を進めること。また賑わい施設については、情報公開のもと、進めること。



- 1 労働者の健康と安定的雇用を守るため、以下のことを国に求めること。
 - ① 正規と非正規労働者の「均等待遇」のルールを確立すること。
 - ② 労働者派遣法を抜本的に改正し、派遣労働者保護法を制定すること。
 - ③ 最低賃金は全国一律とし、直ちに時給 1,000 円とし早期に 1,500 円をめざすこと。
- 2 工場立地促進条例は、限度額を設定するなど大企業優遇を見直し、予算を削減すること。
- 3 ブラック企業根絶のため、市内企業に対して、労働局や労働基準監督署と連携するなど、啓発を行うこと。
- 4 就職が困難な若者・社会的弱者に雇用機会を増やすよう企業・事業所にも要請するとともに、市としても公的就労機会を拡大すること。
- 5 ブラックバイト根絶のため、高校生・大学生などに労働関係法令の周知・啓発を推進すること。
- 6 労働組合地域センターへの助成及び各種審議会等の委員選出にあたっては、全ての労働団体に対し公平に行うこと。
- 7 中小企業振興基本法に基づき、中小企業振興条例を制定し、中小業者の支援を推進すること。
- 8 姫路市として市内中小業者への人材確保を支援すること。
- 9 「中心市街地活性化基本計画」に基づき中心市街地の活性化を図ること。特にヤマトヤシキ跡については所有者とその活用時期・活用方法など協議を行うこと。

- 10 姫路駅北にぎわい交流広場の運営にあたっては、透明性・公平性を保ち、市民の憩い・交流・活性化の場となるよう努めること。
- 11 姫路・西はりま地場産業センターについては、地場産業振興の拠点として一層の支援を行うとともに観光客に対してさらなるPRを行うこと。
- 12 市として農業の振興を図るため次の施策に取り組むこと。
 - ① 生産を続けられる米価対策を国・県に求めること。
 - ② 若い新規就農希望者や定年退職後の就農希望者に技術指導や経営指導・生活支援などを行うこと。
 - ③ 地場産農産物を育成し、品質のよい特産品として伝統野菜の生産を支援すること。
 - ④ 遊休農地を市民農園や福祉農園・学童農園など農業を体験できるよう有効活用を図ること。
 - ⑤ 市街化区域でも農業が続けられるよう、生産緑地制度を導入し、固定資産税を軽減すること。
- 13 鳥獣被害の実態を調査し、被害に応じた対策を行うこと。
- 14 森林整備に対する行政責任を明確にし、森林の持つ多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できる施策を推進すること。
- 15 瀬戸内海を漁場にもつ自治体として、藻場の育成や栽培漁業センターを強化し、漁業協同組合とも連携しながら「つくる漁業、育てる漁業」をさらに発展させること。
- 16 瀬戸内海の花火の色落ちについて、国・県・市が共同で原因調査を行い、改善に取り組むこと。
- 17 農林水産業に対する台風・集中豪雨などによる農作物被害、農機具・資材・船や漁具などの被害補償を拡充するよう国に求めること。
- 18 瀬戸内の環境を守るため、これ以上の埋め立てを行わないよう県に求めること。

観光スポーツ局

<重点項目>

- 1 コロナ禍の下で、これまでのインバウンド頼みの観光政策を見直し、新たな賑わいづくりなど、市民に軸足をおいた観光行政を行うこと。
- 2 姫路市文化コンベンションセンターの運営にあたっては、文化団体等利用者の意見を反映し、文化振興の拠点となるよう努めること。また、引き続き文化国際交流財団との連携強化を図ること。



- 1 観光客に対して、新型コロナ感染症対策をしっかりと行うこと。また、お城周辺の案内機能の充実、道路標識の改善・清掃美化を図ること。
- 2 「姫路城平成中期保存修理計画」に基づき、城の保存整備を推進すること。
- 3 文化芸術基本法に基づき、姫路市の芸術・文化施策推進のための条例を制定し、「地方文化芸術推進基本計画」を策定すること。
- 4 市民の文化芸術・スポーツ活動への振興を図るため、新たな補助制度の広報・周知を行うこと。またコロナ禍の下での文化芸術・スポーツ活動については、ガイドラインを徹底しコロナ感染防止を図ること。
- 5 移転後の動物園の在り方については、幅広い市民意見の聴取と丁寧な議論を行うこと。
- 6 「姫路市スポーツ推進計画」に基づき、市民が気軽にスポーツに親しみ、体力の向上が図られるよう取り組むこと。
- 7 手柄山中央公園の整備については、「手柄山スポーツ施設整備基本計画」に基づき、引き続き情報公開・市民参画で進めること。

建設委員会

都 市 局

<重点項目>

- 1 老朽化した市営住宅については順次建て替え、高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。
- 2 特定目的住宅（旧地域改善住宅）の入居申し込みは、全て住宅課で行うこと。
- 3 一定の規模を超える太陽光パネルの設置については、業者の責任を明確にし、自然環境との調和を図ることを目的にした条例を制定すること。
- 4 太陽光発電の申請事業者に対しては、兵庫県の「太陽光発電設置等と地域環境との調和に関する条例」に基づき、市の責務を果たすこと。
- 5 JR 姫路駅に早急にホームドアの設置ができるよう取り組むこと。



- 1 市営住宅について以下の対策を講じること。
 - ① 民間住宅の借り上げも含め、高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。
また、空き室の改修予算を増額し、入居待機者を減らすこと。老朽水道管及び排水管を早急に取り替えること。
 - ② 家賃減免制度の拡充を図ること。
- 2 公共交通空白地域の見直しを行い、市民参画でコミュニティバスなどを導入し、市民の生活の権利・移動の権利を保障すること。
- 3 神姫バスに対しては、バス路線の減便を行わないよう求めること。
- 4 播但線・姫新線については、車両編成を増やし山陽本線との接続の改善を図るなど利便性の向上を JR 西日本に求めること。
- 5 住民が安心して暮らせるまちづくりのために、パチンコ店及びゲームセンター、場外賭博券売り場等の規制に関する条例を制定すること。
- 6 戸建て住宅耐震化を推進するため、耐震改修促進事業の周知と補助金の拡充を図ること。
- 7 公共施設の耐震調査を促進し、建て替えや補強工事を急ぐこと。
- 8 老朽危険空き家対策については、制度の周知を図るとともに、柔軟な対応をすること。
- 9 人口減少化社会を迎えるなかで、需要予測の甘い「播磨臨海地域道路網構想」の計画推進は、中止すること。

- 10 駅南土地区画整理事業は住民の合意と納得のもと、スピード感をもって進めること。

建設局

<重点項目>

- 1 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、全ての公共施設や歩道等のバリアフリー化を推進すること。
- 2 市道の舗装・改修については市の責任で、公正公平に推進すること。



- 1 県道太子御津線・大江島太子線・龍野線・宮田線の太子町域・夢前川右岸線の道路整備については早期実現を県に求めること。
- 2 市道鹿谷田線・網干17号線・都市計画道路城北線の道路整備の早期実現を図ること。
- 3 里道の補修・改修については地元負担を廃止すること。
- 4 「姫路市自転車活用推進計画」と「姫路市自転車ネットワーク整備プログラム」に基づき、自転車利用環境の整備を進めること。
- 5 「姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づき放置自転車対策を進めるとともに駐輪場の整備を推進すること。あわせてJR姫路駅周辺やお城周辺に單車がおける駐輪スペースを増設すること。
- 6 住民の安全安心のため、街路灯・カーブミラー等の整備を推進すること。また、歩道確保のため、側溝のふた掛け・危険防止柵など安全対策を推進すること。
- 7 都市計画の公園整備については住民意見を尊重し、「公園整備プログラム」に基づき、推進・整備すること。
- 8 公園の遊具・砂場の管理を徹底し、樹木の剪定・除草やゴミ清掃をはじめ、各種設備（水洗・多機能トイレ）の整備を図り、あわせて公園管理費の見直しを行うこと。また必要に応じて時計を設置すること。
- 9 浜手緑地公園については、治安確保のため樹木の剪定や清掃は、実態に応じて行い、トイレ・ベンチ等の修理を行うこと。
- 10 街路樹の剪定・除草については、市の責任で計画的に行うこと。
- 11 垣内公園の周辺道路の整備は、地域要望に基づき早急に実現すること。
- 12 夢前中学校への進入道路の夢前中学校東線は、通学路にもかかわらず狹隘で事故が多いことから生徒と住民の安全のため、歩道を確保した道路に早急に整備・改善を行うこと。
- 13 河川公園を守るため管理体制の抜本的な改善を図ること。

- 14 市内の公共コンクリート構造物施設、特に1960年代以降の建設物を調査し、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、危険度の高いものから、順次修繕工事を行うこと。
- 15 河川のり面や市管理地の除草については、適切な管理を行うこと。

下水道局

- 1 下水道料金については国の補助金の増額を求め、一般会計からの繰り入れで市民への負担増を行わないこと。
- 2 「姫路市下水道事業経営戦略」に基づき老朽化した下水道管や下水道施設の順次改築・更新・再整備を推進すること。
- 3 合流式の下水道は分流式に切り替えるなど、雨水管理計画に基づき、浸水対策を行うこと。
- 4 皮革排水処理を事業者負担の原則をまげて公共下水道事業に組み入れた国・県の責任は重大である。皮革排水処理の市民負担をなくすため、原因者負担を基本としつつ、国・県の大幅な補助を求めること。
- 5 井戸水など地下水の使用事業者に対しては、下水への排水量を測定し適正な使用料金を求めること。
- 6 近年の気候変動を踏まえ、「雨水管理総合計画」に基づき、雨水管・雨水ポンプ場・雨水貯留浸透施設等の施設整備を行い、浸水対策を推進すること。
- 7 播磨高潮対策事業のうち、夢前川・水尾川合流点の漁船等の停泊地整備を早期に行うよう県に求めること。
- 8 海苔の色落ち対策のため、冬場の塩素濃度の調整を行うなど、産業局と連携を図ること。

水 道 局

- 1 水道料金については国の補助金の増額を求め、一般会計からの繰り入れで市民への負担増を行わないこと。
- 2 大規模事業者の地下水取水については条例等に基づき、適正に行われるよう指導・監視を行うこと。
- 3 県水道用水供給事業の長期責任受水制の再検討と、二部料金制の撤回を県に求めること。
- 4 市民に安全で良質な水を供給するためにも、これ以上の民間業務委託を行わないこと。
- 5 全国の平均を下回る、水道管の管路更新率と水道施設の耐震化率については早急に改修率を高めるよう取り組むこと。
- 6 日本製鐵・ダイセル・日触等のトンあたり4円30銭という工業用水の特権的低料金を改め、使用量に応じた累進料金体系の確立を要求し、工業用水の反復利用率を高めて大企業の水の浪費をなくすよう県に求めること。また市民の上水道の水資源確保を図ること。
- 7 自然災害による経済的困難が生じた場合は、水道料金の減免等を制度化を図ること。
- 8 水道管路等の夜間休日突発工事の待機対応に当たる水道工事事業者には、相応の配慮を講じること。
- 9 悪質業者から市民を守るために、夜間・休日の漏水等に関する相談窓口について広報・周知を行うこと。

文教・子育て委員会

教育委員会

<重点項目>

- 1 いじめ・体罰・不登校・学級崩壊等の深刻な状況から児童・生徒を守り、教員の多忙化を解消するために、以下のことを行うこと。
 - ① 30人以下学級の早期実現を国・県に要求すること。
 - ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの増配置を行い、相談体制を強化すること。
 - ③ スクールサポートスタッフの配置を市単独事業として全校に行うこと。
 - ④ 体罰を許さない取り組みを強化すること。
 - ⑤ 市の責任で新たな「適応指導教室」の名称を変更し不登校児童・生徒への支援を強めること
- 2 格差と貧困から子どもを守るため、就学援助制度の広報・周知を図り、実務は市教育委員会が行うこと。
- 3 「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、ノー部活デーの完全実施や外部指導者を活用するなど教員の多忙化解消を図ること。
- 4 ハラスメントの無い学校づくりを進めるため教職員の人権意識の向上を図ること。
- 5 姫路市立小中学校適正規模適正配置基本方針については、情報公開・丁寧な議論で行うこと。



- 1 義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国庫負担割合を元に戻すよう国に求めること。
- 2 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を進めること。
- 3 改定された教育委員会制度のもとにあっても、引き続き、教育の自主性と政治的中立性を堅持すること。
- 4 全国学力テストの廃止を国に求め、結果については学校ごとの公表はしないこと。
- 5 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは絶対に行わないこと。

- 6 教科書の採択にあたっては、教員や保護者の意見を十分反映し、歴史的事実を歪曲したり、基本的人権より国家秩序を優先する教科書は、今後とも採択しないこと。また公正公平な教科書採択を行うこと。
- 7 人権教育については、人権擁護推進法の終結をふまえ、特定地区を優遇したり、「同和教育」を重点とする取り組みは行わないこと。
- 8 平和教育については、平和資料館や太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔などを活用し、平和の尊さについて啓発すること。
- 9 現在計画されている夜間中学校については、希望する不登校の中学生も通えるようにすること。
- 10 児童生徒の定期健康診断後の受診率向上に努め、受診率の低い学校については、指導を行うこと。
- 11 学級担任など恒常的な業務には、正規職員を配置し、確保すること。
- 12 希望者のいる学校に特別支援学級を設置すること。全ての特別支援学級・障害児に市費介助員を増配置すること。またプール指導介助員の待遇改善を行うこと。
- 13 特別支援学級の1学級の上限を6人にし、学年に配慮した学級編制を行い、丁寧な指導ができるよう県に求めること。
- 14 書写養護学校については、実態にあった教諭・看護師・介助員の増配置を行うこと。
- 15 施設費・需用費・教材費については国基準を公表し、市独自でも基準を設定するなど、増額を図ること。
- 16 ICT教育の推進にあたっては、児童・生徒のIT環境格差をなくし、あくまでも授業を深めるためのツールとすること。また、ICT支援員を拡充すること。
- 17 子どもたちの教育環境を整えるために、以下のことを早急に行うこと。
 - ① 各学校にエレベーター・スロープ等を設置し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に障害児の在籍する学校には早急に対応すること。
 - ② 特別教室や体育館への空調設備の設置を推進すること。また、少人数授業を推進するために空き教室に空調設備を設置すること。
 - ③ 各階に男女別トイレを完備するとともに洋式化・ドライ化を促進すること。
- 18 小学校給食は地産地消の自校方式を維持し、これ以上の民間委託は行わないこと。また、「食育推進プラン」に基づき食育を推進すること。

- 19 中学校給食も地産地消を推進し、「食育推進プラン」に基づき食育を推進すること。
- 20 小学校の給食室へのエアコン設置を推進すること。
- 21 産業医の配置をはじめ、教職員の健康診断の科目を増やすなど健診内容の充実を図り、教職員が安心して働ける条件整備を行うこと。
- 22 教職員の病気療養にあたっては、児童・生徒の授業や学校運営に支障をきたさないよう病欠教職員の代替教職員をプール化し確保すること。
- 23 城郭研究センターは、姫路城を中心に、日本と世界の城閣の歴史と現状を研究・紹介する施設として独立させること。
- 24 城内図書館は中央図書館として、それにふさわしい整備を行うこと。また、図書購入費の増額と、図書館司書の採用を再開すること。
- 25 国指定史跡である瓢塚古墳については、歴史的価値にふさわしい保存を計画的に進めること。
- 26 太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔は登録有形文化財に指定されるよう国に求めること。
- 27 公民館は、住民自治を学ぶ場として社会教育法に基づき運営を行い、市長部局には移管しないこと。

こども未来局

<重点項目>

- 1 国の幼児教育・保育の無償化により、待機児童が生まれないよう、保育の質と量を確保すること。また、現在ある認定こども園の地方裁量型については、保育所型に移行できるように支援すること。
- 2 市立幼稚園については、幼児教育のスタンダードとしての責任を果たすこと。全幼稚園において3歳児保育・預かり保育を実施すること。
- 3 児童虐待防止・ヤングケアラー支援のために、「こども家庭総合支援室」を中心に福祉部門と教育部門の連携強化を図ること。
- 4 こどもの貧困に対応するため、子どもの生活実態調査の結果に基づき、「こどもの貧困対策基本計画」を策定すること。
- 5 生活困窮者世帯の子どもへの学習支援事業を拡充するなど、子育て支援として関係機関との連携を図ること。
- 6 市として、児童相談所の設置に向けて引き続き取り組むこと。



- 1 子ども・子育て支援新制度は「子どもの権利条約」と児童福祉法の理念に基づいて、保育の公的責任を果たすこと。
- 2 認可保育所については保育単価を引き上げ、夜間・休日実施園を拡充するとともに、運営費助成を増額すること。
- 3 病児・病後児保育の広報・周知を図るとともに、医療機関併設型施設設置の拡充を行うこと。
- 4 子どもの貧困対策の一環として、食事も提供する「子ども食堂」など地域の居場所づくりに財政支援を行うこと。
- 5 放課後児童クラブは児童福祉法に則り、次の施策を推進すること。
 - ① 運営は市が責任を持ち、希望者のいる小学校の全てで実施すること。
 - ② 支援員の研修は全員を対象にし、内容を改善し充実すること。
 - ③ 時間給の増額など支援員の待遇改善を図り、常勤職員を増やすこと。
 - ④ 育成支援の時間と支援員の勤務時間に差を設けるとともに、配置については、30人までは2人、それ以上は15人ごとに1人加配すること。
- 6 放課後児童クラブでの子どもたちの豊かな過ごし方を保証すること。
- 7 感染症パンデミックや大規模災害時の子育て支援策は迅速に行うこと。

